衆議院原子力問題調査特別委員会ニュース

平成 28.4.21 第 190 回国会第 3 号

4月21日(木)、第3回の委員会が開かれました。

1 熊本県を中心とする地震による被害でお亡くなりになられた方々に対し、黙祷をささげました。

2 原子力問題に関する件

・田中原子力規制委員会委員長及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。 (参考人)東京電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長 山 ロ 博君

(質疑者及び主な質疑内容)

小 熊 慎 司君(民進)

- ・九州電力川内原子力発電所(以下「川内原発」という。) 周辺に設置されたモニタリングポストのうち、ほぼ半数が事故時の住民避難の判断に必要な放射線量を測れないとする報道(朝日新聞平成28年3月14日付)がなされているが、この報道の事実関係について田中原子力規制委員会委員長(以下「田中委員長」という。)に確認したい。併せて、今後の放射線量測定に対する取組についても伺いたい。
- ・平成28年2月19日に更田委員が福島第一原発の燃料 デブリを取り出さない選択肢もあり得る旨発言したと 聞くが、その真意について田中委員長に確認したい。
- ・福島第二原発の廃炉は福島県民の総意であるが、同原 発の今後の扱いについて検討しているのか、山口東京 電力ホールディングス株式会社代表執行役副社長に伺 いたい。併せて、経営上の観点から廃炉の判断をする 可能性はあるのか、また、状況によっては福島第二原 発の再稼動を申請する可能性があるのか伺いたい。

足 立 康 史君(おおさか)

- ・熊本県等で地震が起きている中、現在稼働中の川内原 発を予防的観点から停止することは可能なのか、田中 委員長の見解を伺いたい。
- ・福島第一原発の汚染水の処理後に残るトリチウムを含む水は規定値以下に希釈すれば海洋放出できると考えるが、未だに海洋放出されていない理由について、田中委員長に伺いたい。

鷲 尾 英一郎君 (民進)

・東京電力柏崎刈羽原子力発電所の新規制基準適合性審査について、集中的な審査が行われなくなった理由及び今後の審査の見通しについて田中委員長に伺いたい。

- また、今後の沸騰水型原子炉(BWR)の審査体制について伺いたい。
- ・使用済核燃料の直接処分に関する問題点及び直接処分 と再処理後の高レベル放射性廃棄物の処分との相違点 について、核セキュリティの観点から伺いたい。
- ・廃炉が決定した原発の立地自治体に廃炉に関する研究 施設を設置することについて、資源エネルギー庁の見 解を伺いたい。

木 内 孝 胤君(民進)

- ・原子力規制委員会は熊本地震を受けて川内原発に関する臨時会合を開催したが、同会合の開催日時、出席者、 論点等について伺いたい。また、地震の原発への影響 等について、国民に分かりやすく情報を提供すること の必要性、福島第一原発事故時と比較した情報開示の 改善点について伺いたい。
- ・仮に地震が川内原発に近い場所で発生した場合、原子 力損害賠償法第3条但し書きにおける「異常に巨大な 天災地変」の規定が適用されるのか伺いたい。また、 国と事業者の責任の所在の在り方について政府の見解 を伺いたい。

藤野保史君(共産)

- ・今回の熊本県を中心とする地震のように、強い余震が 続く状況下で過酷事故が発生した場合に、原子力災害 対策指針における屋内退避の方針が機能すると考える か、田中委員長に伺いたい。
- ・原子力規制委員会が使用しないとしていたSPEED Iを自治体の判断で活用することを政府が認めたことについて、避難計画が原子力規制委員会の審査の対象とされていれば、両者で食い違いが生じることはなかったのではないかと考えるが、田中委員長の見解を伺いたい。

細田健一君(自民)

- ・福島第一原発事故の教訓を踏まえて策定された新規制 基準に適合すれば、同様の事故や自然災害に起因する 事故の発生リスクは大幅に低下すると考えるが、原子 力規制庁の見解を伺いたい。
- ・昨年8月の自民党政務調査会の提言では、原子炉安全 専門審査会及び核燃料安全専門審査会を活用し、適合 性審査の効率化を図るよう求めているが、これらの専 門審査会の活用について、原子力規制庁の見解を伺い たい。

宮 路 拓 馬君(自民)

- ・熊本地震による交通網への被害により、川内原発周辺 地域の避難計画を実施する上での支障が生じていない か伺いたい。
- ・本年3月14日に朝日新聞が、川内原発周辺に設置されたモニタリングポストのおよそ半数が事故発生時の住民避難の判断に必要な線量を図ることができないと報道したが、この点について国民が安心できる体制となっているのか、原子力規制庁に伺いたい。

樋 口 尚 也君(公明)

- ・原子力事業者による関西電力高浜原子力発電所(以下 「高浜原発」という。)周辺の活断層の長さや連動性に 関する評価について、新規制基準に照らして妥当であ ると評価しているか、原子力規制庁に伺いたい。
- ・使用済燃料ピットの冷却設備は新規制基準の対象となっているか、また高浜原発3・4号機における同設備は新規制基準に照らして妥当であると判断しているか何いたい。